

【介護福祉士実務者研修受講資金貸付】

申請書類 チェックリスト

申請者氏名()

No.	提出書類	内容確認事項	チェック
1	介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書 (第1号様式一②)	下記「申請対象者」に該当するか確認のうえ、申請書に直筆で記入のこと ※「研修施設名」はスクリーニングを受ける場所ではなく、養成機関名を記入のこと ※資金使途内訳の欄は詳細を明記すること ※「他制度の利用状況」該当欄にチェックを入れること	<input type="checkbox"/>
2	介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書 (第1号様式一②)裏面	連帯保証人予定者を申請者が直筆で記入 連帯保証人(個人の場合)は次①～⑤の要件を満たす方 ①三重県内に住民登録している(3親等以内の親族の場合は県外在住の者も可) ②年齢が75歳未満である ③前年の収入が150万円以上かつ所得税、住民税が非課税でないこと ④日本国籍を有する又は永住者の在留資格を持っている ⑤本会貸付の借受者又は申請者ではない 連帯保証人(法人の場合)は①～②を満たす法人 ①保障能力を有する法人であること ②連帯保証人になることについて、法人の理事会又は取締役会において承認していること※承認が申請までに間に合わないときは承認予定日を記入	<input type="checkbox"/>
3	推薦書(第4号様式一②)	・業務従事先にて推薦を受けてください。 「在職期間」は、就職日から推薦書記入日までの期間とします。	<input type="checkbox"/>
4	誓約書(第5号様式)	・申請者が直筆で記入	<input type="checkbox"/>
5	個人情報の取扱いに関する同意書(第7号様式)	・申請者(借受人)及び連帯保証人それぞれが直筆で記入	<input type="checkbox"/>
6	実務者研修施設で受講を証明する書類	・養成施設が発行する「受講修了証」又は「受講修了見込み証」のコピー	<input type="checkbox"/>
7	世帯全員の住民票	・発行日から3カ月以内で、個人番号と住民票コード以外全て記載されたもの ※「本籍」の記載があること。省略されている場合再提出を求めます。	<input type="checkbox"/>
8	身分証明書のコピー	・運転免許証等の公的機関が発行する写真付のもの	<input type="checkbox"/>
9	介護福祉士国家試験受験手数料の払込領収書のコピー	・提出できない場合は、「受験票のコピー」を後日提出のこと ※申請書「資金使途」③国家試験受験手数料の欄に「受験票のコピー提出」と明記すること	<input type="checkbox"/>
該当者	教育訓練給付金制度との併用される場合	・ハローワーク発行の「教育訓練給付金及び教育訓練支給受給者証のコピー」	<input type="checkbox"/>

【連帯保証人の書類(個人の場合)】

1	身分証明書のコピー	運転免許証等の公的機関が発行する写真付のもの	<input type="checkbox"/>
2	収入及び課税を証明する書類	直近の「源泉徴収票のコピー」「所得・課税証明書」「確定申告書のコピー(税務署の受付日付が印字されていること)」収入及び課税の状況が分かるいずれかの書類	<input type="checkbox"/>
3	住民票	発行日から3カ月以内で、個人番号と住民票コード以外全て記載されたもの ※本籍は省略しないこと ※申請者の書類に含まれている場合は提出不要	<input type="checkbox"/>

【連帯保証人の書類(法人の場合)】

1	登記事項証明書	発行日から3カ月以内のもの	<input type="checkbox"/>
2	直近2カ年の決算書	貸借対照表、事業活動計算書(損益計算書)	<input type="checkbox"/>
3	理事会又は取締役会議事録	議事録が提出ができない場合は連帯保証人欄に理事会又は取締役会開催日予定日と提出できる日を記載すること	<input type="checkbox"/>

☞ 提出前に不備がないか確認してください。提出後、必要に応じて聞取り確認や書類の提出を求める場合があります。

●申請対象者(全てに該当する方が対象)

- 三重県内に住民登録をしている方又は三重県内の介護事業等にて介護の業務に従事している方
- 令和7年1月1日～令和7年12月31日までに受講、又は受講を予定している方
- 令和8年1月実施の介護福祉士国家試験を受験される方
- 定年の歳までに返還免除要件を満たすことができる方
※返還免除要件……介護福祉士国家資格取得後、三重県内において2年間、介護職員等として従事
- 実務者研修を受講するため、他制度の貸付や給付金を利用していない方(雇用保険給付制度の教育訓練給付金は併用可能)